

介護ソフトの要件（交付要綱抜粋）

○介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。

なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。

また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。

○居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。

また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。

なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

①公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査結果」において、「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSV ファイルの出力・取込機能を有していること、中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じたCSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

- ・ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテストHP
（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）
- ・厚生労働省 介護ソフト機能調査結果
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）